

和歌山県農林水産関係試験場科学研究費補助金等經理事務取扱要領

和歌山県知事

平成21年2月3日制定

平成21年9月1日改正

平成22年4月1日改正

平成24年4月1日改正

平成30年12月12日改正

令和2年1月29日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、和歌山県農林水産関係試験場科学研究費補助金等經理事務取扱規程第4条の規定に基づき、科学研究費補助金及びその他の競争的資金等の公募型の研究資金(以下「補助金」という。)の交付を受けた研究代表者(他の研究機関から補助金の分担金の配分を受ける研究分担者を含む。以下「研究員」という。)が所属する各試験場等の副場長又は副所長(以下「副場所長」という。)が研究員に代わり行う經理事務に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「試験場等」とは、農業試験場、農業試験場暖地園芸センター、果樹試験場、果樹試験場かき・もも研究所、果樹試験場うめ研究所、畜産試験場、畜産試験場養鶏研究所、林業試験場及び水産試験場をいう。

(補助金の受入れ)

第3条 研究推進室は、補助金の受け入れに関する事務を行い、補助金の送付があったときは、県の別段口座へ入金する。ただし、研究代表者として専用の口座を設ける必要がある場合は、副場所長が、出納員名義で作成した金融機関の口座に預金するものとする。

2 副場所長は、研究代表者として補助金を受け入れたときは、県内の各試験場等が実施する研究課題分については県の別段口座へ入金し、その他の機関の研究課題分については指定された口座へ入金する。

3 第1項または第2項により県の別段口座へ入金する場合は、副場所長は、直接経費と間接経費を明確に区分し、帳票により課題ごとに管理する。

4 経理の関係書類は、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管するものとする。

(決裁権者)

第4条 試験場等の補助金の経理全般に関する決裁権者は所属長とする。

2 所属長不在時の代決については、和歌山県地方機関事務決裁規程(昭和63年和歌山県訓令第7号)の例による。

(經理事務)

第5条 直接経費の出納管理は、副場所長が、国及び独立行政法人等が定める費目ごとに行う。

2 直接経費に係る支出等の手続きは、県の規程等に基づいて行う。

(間接経費)

第6条 間接経費は、主に管理部門に係る管理事務の必要経費として、備品購入費、消耗品費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費等に、研究部門に係る共通的に使用される物品等に係る経費として、備品購入費、消耗品費、機器借料、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費等に使用するものとする。

2 間接経費の運用については、国又は独立行政法人等が補助金ごとに定めるルールに基づき、計画的かつ適正に執行するものとする。

(その他)

第7条 金融機関への届出印は所属長が保管し、預金通帳は副場所長が保管しなければならない。

2 キャッシュカードは、作成してはならない。

3 届出印及び預金通帳は、金庫又は施錠ができる引き出し等に別々に保管しなければならない。

4 副場所長は、毎月末に収支簿を点検し、補助金の収支状況について、所属長の確認を受けなければならない。

(実施規定)

第8条 この要領に定めるもののほか、補助金の事務の取扱いに関し、必要な事項は、研究推進室長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年2月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月29日から施行する。